

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和4年度決算)

Ver.04.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
112151	埼玉県	狭山市	-	-	5.6	-

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.86	16.86	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名

埼玉県狭山市

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	2,205,036	7.6
小計		2,205,036	7.6
標準財政規模		28,926,660	100.0
実質赤字比率 (%)		-7.62	※

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	241,815	0.8
	介護保険特別会計	696,048	2.4
	後期高齢者医療特別会計	30,175	0.1

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	3,286,222	11.4
	下水道事業会計	3,184,808	11.0
法 非 適 用 企 業			
合計		9,644,104	33.3
標準財政規模(再掲)		28,926,660	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-33.33	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和4年度決算)

Ver.04.00

団体名 埼玉県狭山市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和2年度	3,946,983			612,666	141,579	615,504		810,455	181,502	2,896,865	
令和3年度	4,020,572			607,515	151,853	615,173		877,227	185,994	2,883,883	
令和4年度	4,271,255			573,679	104,113	330,177		791,039	157,098	2,829,787	

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和2年度	24,850,501	1,952,443	1,434,407
令和3年度	23,674,455	3,320,832	2,613,654
令和4年度	24,919,770	3,337,929	668,961

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
令和2年度	5.67555
令和3年度	5.45614
令和4年度	5.78764

実質公債費比率(3カ年平均)
5.6

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
令和2年度	218,339							397,165	
令和3年度	218,447							396,726	
令和4年度	218,553							111,624	

総括表④ 将来負担比率の状況 (令和4年度決算)

Ver.04.00

団体名

埼玉県狭山市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
34,421,326	1,913,686	5,396,359	298,111	3,833,723	77,409	0	0	0	77,409	0	0

(分母比)

133 7 21 1 15 0 0 0 0 0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
12,315,240	5,341,475	4,432,688	31,146,374

(分母比)

48 21 17 120

将来負担額 A	177	—	充当可能財源等 B	188	A - B	-11	将来負担比率 (%)
45,940,614			48,803,089		-2,862,475		
=							
標準財政規模 C	112	—	算入公債費等の額 D	12	C - D	100	
28,926,660			2,986,885		25,939,775		-11.0

共通事項 法適用企業									2①表 公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業																	(14) 合計	22.4								
																										6,471,030									
																										↑									
地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	宅地区分	法通	(1)							(2)	(3)				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	標準財政規模 比 (8)/x (%)				
									a=b-c-d-e (-)	流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	PFI建設事業 費等 e	土地前受金 f (宅通)	算入地方債	g-h-(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差額 j (宅通)	地方債残高 (宅通)	長期借入金 (宅通)	令3条1項の 額+令4条の額	解消可能資金 不足額	資金不足額+ 剰余額(連結 実質赤字比率)	資金不足額 (資金不足比 率)	営業収益の額 -受託工事取 益の額	うち指定管理 者利用料金	k+l (宅通のみ)	資本+負債 k	PFI建設事業 費等のうち流 動負債に係る リース債務 l	事業の規模 (10)×(11)	資金不足比率 9)/(12)(%)	繰越欠損金
112151	埼玉県	狭山市	3	28,926,660	水道事業会計	水道	1	法通	531,153	770,030	238,877					3,817,375	3,817,375					-3,286,222	0	3,286,222	-	2,435,284					2,435,284	-		11.4	
112151	埼玉県	狭山市	3	28,926,660	下水道事業会計	下水道	1	法通	189,642	1,002,607	812,965					3,374,450	3,374,450					-3,184,808	0	3,184,808	-	1,994,169					1,994,169	-		11.0	
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!							-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!
								法通	-							-						-	0	#VALUE!	#VALUE!								-	#VALUE!	#VALUE!